

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を
次のように改正する。

別表一第一百四十七号中「ニューカツル病二十円」を「マイコプラズ

マル病二十円」に改める。

目 次

- ◆規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 字の区域の新設等

告 示

この規則は、公布の日から施行する。

示

鳥取県告示第五百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の新設、変更及び廃止は、昭和四十六年六月十九日からその効力を生ずるものとする。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十六年六月十八日

鳥取県規則第五十三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の
名

同上の区域(昭和四十五年十二月一日現在の地番による。)

大字原字藤森前の全域、大字原字スキ立の全域、大字原字千足西のうち一七一の四及び一七二の六以外の区域、大字原字千足中一四〇の二、一四〇の三、一四一の二、一四一の三、一四二の二から一四三の三まで、一五一の二、一五二、一五四の一、一五四の三、一四五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北方字四反田九六の一、九六の二、九七の二、九七の三、九八の二、九八の三、九九の二、九九の三、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の五、一〇〇の七、一〇一の二、一〇二の三、一〇三の一、一〇三の三、一〇四の二、一〇四の三及び一〇四の五

大字原字千足

大字原字屋敷下四一三、四一四、四二三の一、四二三の二三から四二三の二五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字原字千足東一二八の一部、一二九の一部、一三一の内、一三一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字原字下河原上のうち一〇二の三、一一九の三、一一九の四、一二〇、一二一、一二三、一二四の一、一二四の一、一二六の一の一部、一二六の二の一部、一二六の三、一二六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字原字下河原北一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一及び一〇一の二

大字原字下河原上一二三から一二四の二までの一部及び

大字原字輪の内

大字原字トヒノ口の全域、大字北方字スイチクボのうち一七一の一から一七三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字四反田のうち九五の一部、九六の一、九六の二、九七の二、九七の三、九八の二、九八の三、九九の二、九九の三、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の五、一〇〇の七、一〇一の二、一〇一の三、一〇三の二、一〇三の三、一〇四の二、一〇四の三及び一〇五の二並びに九五と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北方字岡ノ前南のうち八四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八五の二、八八の二、九〇の一、九一の二及び九三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北方字輪ノ内尻のうち七四の一部、八二の一部、八三及びこれらと一体をなす国有地以外の区

大字北方字川の南

大字北方字北川の北

域、大字北方字北田のうち六九の二の一部、六九の六の一部、六九の七の一部、六九の一四、七一から七二の二までの一部、七三の三及び七三の一の一部並びに六九の一四と一体をなす国有地以外の区域、大字北方字川尻の全域、大字北方字前河原六三の一、六三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字原字下河原北九二の一部、九六の一部、九七の二部及びこれらと一体をなす国有地、大字原字下河原上一二〇の一部、一二二の一部、及び一二三の一部、大字原字下河原一六の一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字原字千足西一七一の四及び一七二の六

大字北方字スイチクボ一七の一から一七三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字岡ノ前のうち一八三から一八五の一までの一部、一九〇の二の一部、一九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字岡ノ前河端の全域、大字北方字細田一九六の二から一九九まで、二〇〇の一の一部、二〇一の二の一部、二〇一の四の一部、二〇一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字頭ナシ二〇四から二〇六の一まで、二〇六の二から二〇七の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字土器センニ三四の一の一部、二二五の二の一部、二二五の三の一部、二二六の三から二二六の五までの一部、二二六の六、二二七の一の一部、二二八の一から二三五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字外河原西、二三六、二三七、二三八の一部、二四七から二四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字河原の全域、大字北方字河原西のうち二七四の一部、二七五の一部、二七六、二七七の一の一部、二七七の二の一部、二七八の一部、二八八の一部、二八九及びこれらと一体をなす国有

区域を変更する
字名稱

同上の区域(昭和四十五年十二月一日現在の地番による。)

から二三六の五までの一部、二三六の六、二二七の一部、二三八の一から二三五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字北方字外河原西のうち二三六、二三七、二三八の一部、二四七から二四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字北方字道端北

地以外の区域、大字北方字道端のうち三三二の一の一部、三三三の一の一部、三三三、三三四から三三六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北方字道端西三一九の一の一部、大字北方字八反田のうち三四五の一の一部、三四六の一の一部、三四七から三五〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福成字マキガ坪下二六四二の一の一部、二六四三の二、二六四三の三、二六四三の五の一の一部、二六四三の七の一の一部、二六四四の二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字北方字八反田三四五の一の一部、三四六の一の一部、三四七から三五〇まで及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字道端西のうち三三九の一の一部以外の区域、大字北方字道端北の全域、大字北方字道端三二一の一の一部、三三三の一部、三三三、三三四から三三六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三一と一体をなす国有地の一部並びに大字北方字河原西二七四の一の一部、二七六の一の部、二七八の二の一の部、二七八的二の一の部、二八八の一の部、二八九及びこれらと一体をなす国有地

大字北方字河原西二七四から二七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字マキガ坪下のうち二六四二の一の部、二六四三の二、二六四三の三、二六四三の五の一の部、二六四三の七の一の部、二六四四の二の一の部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字原字下河原北

大字北方字向河原の大字北方字向河原のうち六三の一、六三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字原字下河原上二〇二の三、二二九の三、二一九の四、一二〇の一の一部、一二一の一の一部、一二三から一二四の二までの一部、一二六の三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字原字下河河北六五、六九の一から八一の二まで、八四から九一まで、九二の一の一部、九三から九五まで、九六の一の一部、九七の一の一部、九八、九九の一、一〇〇の三、一〇一の三及びこれらと一体をなす国有地、大字原字下河原のうち一六の一の一部、一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字原字下河原上二〇二の三、二二九の三、二一九の四、一二〇の一の三及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字北田六九の二の一部、六九の六の下部及び六九の七の一の部

大字原字下河原北の大字原字下河原北のうち六五、六九の一から八一の二まで、八四から一〇一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字原字千足東の大字原字千足東のうち二二八の一の部、一二九の一の部、一二九の内、一二一の二、一二一の三の一の部、一二一の四の一の部、二三二の四、二三三の六、二三三の一〇から一二二の二三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字下河原上一二六の一の一部、一二六の二の一の部及び一二六の四の一の部

大字原字屋敷下の大字原字屋敷下のうち四〇八、四二三、四二四、四二五

大字福成
字マキガ坪下

01025

大字原字屋敷下

の一、四二三の二三から四二三の二五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字原字千足中

大字原字千足中一三九の二、一三九の三、一四四、一四四の四、一四四の五、一四六から一四八まで、一五一の一、一五一の三、一五一の四、一五三及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

大字原字藤森前。大字原字スキ立。大字原字下河原上。大字原字千足西。大字北方字川尻。大字北方字北田。大字北方字輪ノ内尻。大字北方字岡ノ前南。大字北方字四反田。大字北方字トヒノ口。大字北方字スイチクボ。大字北方字岡ノ前河端。大字北方字岡ノ前。大字北方字細田。大字北方字頭ナシ。大字北方字土器セン。大字北方字外河原西。大字北方字河原。大字北方字河原西。大字北方字道端西及び大字北方字八反田。

鳥取県告示第五百三十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十八日

鳥取県告示第五百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づく、

| 名 称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 廢 止 年 月、日 |
|------|-----------|------------------|--------------|
| 稻田医院 | 西伯郡西伯町法勝寺 | 内科、小兒科、放射線科、産婦人科 | 昭和四十六年五月三十一日 |

鳥取県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三百七十二番地西伯町土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る西伯郡西伯町大國第三地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月十四日から用途廃止した。

昭和四十六年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場 所 | (面積) | 用 途 |
|---------------------------------------|-------|-----|
| 米子市西福原字堀川尻已一、六四六ノ四番地先まで 六四六ノ二番地先まで | 六三・一八 | 道路敷 |

(第三種郵便物認可) 昭和46年6月18日 金曜日

鳥取県公報

き、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、
次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十八日

鳥取県知事 石破二朗

一 施行者の名称

岩美町

二 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画道路事業一等小路第六号温泉街中央線

三 事業施行期間

昭和四十六年六月十八日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

岩美郡岩美町大字岩井字高畦樋道及び大垣地内

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和四十六年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十六年六月二十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕